

税

の申告は正しく、お早めに！

3月15日(木)まで

市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の申告

所得税の申告が必要ない場合でも、市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料についての申告が必要な場合があります。定められた会場で必ず申告をしてください。

また、公的年金などの収入金額が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の人は、確定申告の義務はありませんが、市・県民税の所得控除などを受ける場合は申告をしてください。確定申告書を税務署に提出した人は、市・県民税の申告は必要ありません。

問い合わせ先 税務課 (☎43-7121)

■市・県民税の申告が必要な人

平成30年1月1日に府中市に住所があった人で

- ▷金額の多少にかかわらず、平成29年中に給与や公的年金以外の所得があった人
- ▷給与支払報告書が勤務先から市役所に提出されていない人は、給与所得の源泉徴収票が必要です。

■申告の受付期間

とき	ところ	対象地区			
2月	9時30分～12時、13時～16時	14日(水)	上下町民会館	上下町	階見・小塚
		15日(木)			小堀
		16日(金)			井永・佐倉・水永・岡屋
		19日(月)			二森・有福
		20日(火)			深江・国留
		21日(水)			矢野・矢多田・松崎
		22日(木)			上下
		23日(金)			
3月	9時～12時、13時～16時	28日(水)	府中市文化センター	府中市	木野山町・行隣町・斗升町
		1日(木)			河佐町・久佐町・阿字町
		2日(金)			河面町・篠根町・河南町・三郎丸町
		5日(月)			父石町・僧殿町・諸毛町・小国町
		6日(火)			中須町・用土町
		7日(水)			高木町
		8日(木)			栗柄町
		9日(金)			土生町・府川町・目崎町
		12日(月)			元町・鶴飼町・桜が丘
		13日(火)			府中町・出口町・上山町・荒谷町
		14日(水)			本山町・広谷町
		15日(木)			市内全域で申告がまだの人

※上記申告期間中は、市役所内での申告・相談は受け付けていません。

✓申告に必要なもの

- 印鑑
 - マイナンバーに係る本人確認書類
 - 申告書、申告のお知らせはがき…届いている人
 - 収支内訳書または収支などを書いた帳簿類や領収書など経費が分かる書類…営業、農業、不動産のある人
 - 源泉徴収票…給与、公的年金などのある人
 - 外注主の工賃額の証明書など…内職など外注工賃収入のある人
 - 国民年金保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払額が分かるもの
 - 生命保険料（旧契約の場合は一契約9,000円超）、地震保険料の支払額証明書
 - 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または証明書など…障害者控除を受ける人
 - 医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書…医療費控除を受ける人
※税制改正により明細書を提出すれば領収書は提出不要。
 - 寄付金の領収書…寄付金控除に該当する人
- ※詳しくはお問い合わせください。

申告の相談と受け付けが始まります。

申告をしないと、受けられるはずの所得控除が受けられなかったり、各種年金・高額療養費・福祉医療などの受給資格があっても手続きが遅れ、不利益を受けたりすることがあります。また、所得証明などが出せないこともあります。申告は必ず期限内に済ませましょう。

所得税および復興特別所得税の確定申告

問い合わせ先 府中税務署 (☎45-2570)

■申告会場の開設日程

2月15日(木)以前は、申告会場を設置していません。

とき	ところ
2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日曜日を除く。	9時～17時 ※受け付けは16時まで。 府中市文化センター

※2月16日(金)～3月15日(木)の間は税務署内には申告会場を設置していないため、申告相談が必要な人は府中市文化センターへお越しください。消費税および地方消費税の申告は4月2日(月)までです。

■確定申告が必要な人

給与をもらっていて	事業所得などがあって	その他
▷給与の年収が20万円を超える人 ▷給与所得以外の所得が20万円を超える人 ▷2か所以上から給与をもらっている人	▷商業、工業、農業、医業、漁業などから生じる事業所得がある人 ▷地代、家賃などの不動産所得がある人	▷土地、建物、立木などを売ったとき ▷各種保険会社などから個人年金を受け取ったとき ▷生命保険の受取人が保険料を負担していた満期保険金などの一時金を受け取ったとき ▷その他の副収入、臨時収入があるとき

平成28年分以降の確定申告書および平成29年度以降の市・県民税などの申告書には、

マイナンバー(個人番号)の記載(入力)
+
本人確認書類の提示または写し

が必要です。

■本人確認書類の例

- ▷マイナンバーカード
- ▷通知カード+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など

控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者も、マイナンバー(個人番号)の記載(入力)が必要です。

自宅でも簡単に申告書が作成できます！
国税庁のホームページの確定申告書作成コーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税および贈与税の申告書などを作成できます。
入力した申告書は印刷して、そのまま税務署へ郵送などで提出することもできます。

国税庁 確定申告 検索